

議案第 2 1 号

大野市教育委員会教育長事務委任規則の一部を改正する規則案

令和 3 年 3 月 2 3 日提出

大野市教育委員会  
教育長 久保俊岳

提案理由

機構改革に伴い市長から教育委員会に委任される事務のうち教育長に委任する  
事務について定めるため

大野市教育委員会規則第 号

大野市教育委員会教育長事務委任規則の一部を改正する規則

大野市教育委員会教育長事務委任規則（昭和57年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第2号中「学校（幼稚園を含む。以下同じ。）、公民館及びその他の教育機関」を「委員会の所管に属する機関」に改め、同項第3号中「学校、公民館及びその他の教育機関」を「委員会の所管に属する機関」に改め、同項第7号中「、公民館長及び幼稚園長」を「、幼稚園長及び保育園長」に改め、同条第2項中「教育委員会事務局長」を「委員会の事務局長」に改める。

第4条中「教育委員会」を「委員会の」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

# 大野市教育委員会教育長事務委任規則

(昭和57年4月1日教委規則第6号)

(教育長に対する事務委任)

第1条 教育委員会（以下「委員会」という。）は、次に掲げる事項を除きその権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育及び社会教育に関する方針を定めること。
- (2) ~~学校（幼稚園を含む。以下同じ。）~~、~~公民館及びその他の教育機関委員会の~~所管に属する機関の設置及び廃止に関すること。
- (3) ~~学校、公民館及びその他の教育機関委員会の所管に属する機関~~の敷地の設定及び変更に関すること。
- (4) 県費負担教職員の任免、懲戒及びその他進退について内申すること。
- (5) 県費負担教職員の服務及び監督の方針を定めること。
- (6) 人事に関する方針を定めること。
- (7) 局長、課長、~~公民館長及び幼稚園長~~、~~幼稚園長及び保育園長~~の任免に関すること。
- (8) 議会の議決を要する議案について申し出ること。
- (9) 教育予算の編成について申し出ること。
- (10) 委員会の規則等の制定又は改廃を行うこと。
- (11) 委員会に対する重要な請願、訴訟及び審査請求に関すること。
- (12) 教育に関する表彰を行うこと。
- (13) 通学区域の設定及び変更に関すること。
- (14) 教科書及び図書の採択に関すること。
- (15) 附属機関の委員の任免に関すること。
- (16) 文化財の指定に関すること。
- (17) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。

2 教育長は、前項の規定により委任された事務のうち、重要と認められるもの又は委員から請求があったものについては、当該事務の管理及び執行の状況を~~教育委員会~~委員会に報告しなければならない。

(重要事項の付議)

第 2 条、第 3 条 【略】

(代理)

第 4 条 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 4 項の規定により、その権限に属する事務を ~~教育委員会事務局長委員会~~の事務局長の職にある者に代理させる。

附 則

- 1 この規則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 大野市教育委員会所管事務委任規則（昭和 33 年教委規則第 5 号）は、廃止する。

附 則 【略】